

○草加市ふるさとまちづくり応援基金運営委員会規則

平成15年4月25日

規則第33号

改正 平成17年1月30日規則第3号

平成30年12月26日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市ふるさとまちづくり応援基金条例（平成15年条例第4号）第8条の基金の運用について調査検討する機関の名称、所掌事項、組織などについて必要な事項を定めます。

(名称)

第2条 前条の機関の名称は、草加市ふるさとまちづくり応援基金運営委員会（以下「委員会」といいます。）とします。

(所掌事項)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 草加市ふるさとまちづくり応援基金助成事業（以下「助成事業」といいます。）の助成先の選定基準に関すること。
- (2) 助成事業の助成先及び助成額に関すること。
- (3) その他助成事業の実施について必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 市民の代表者
- (2) 知識経験者

(平17規則3・平30規則39・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任をすることができます。

- 2 再任は、3期6年までとします。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置きます。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によります。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理します。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理します。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となります。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができません。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、所掌事項について必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができます。

(委員会の公開)

第9条 委員会の会議は、公開とします。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができます。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めます。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年5月1日から施行します。

附 則 (平成17年規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行します。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定により新たに委嘱される委員の任期は、この規則施行の際現に委嘱されている委員の任期の残任期間と同一の期間とします。

附 則 (平成30年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行します。